

○厚生労働省告示第百九十一号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十七条第二項及び附則第十三条第二項の規定に基づき、平成三十年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率を次のように公示する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

区分	率
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値	○・一五三四四二〇一
省令附則第四条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率（平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの間のものに限る。）	○・一五〇三三六六二
省令附則第四条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率（平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間のものに限る。）	○・一五〇八一三一七